

### 3. 1. 3 BSE 検査対象月齢の見直しに伴う定性的リスク評価

(たたき台としての記入例)

#### シナリオ 1. 全頭検査

2005年2月現在→	月齢	0~20	21~36	37~
	出生月	2003.7~	2002.3~2003.6	~2002.2
生牛における異常プリオンの蓄積	感染率	無視できる	無視できる	非常に低い
	蓄積量	無視できる	無視できる	少ない
ELISA テストによる陽性牛検出		過去に非検出	過去に非検出	過去に検出
食肉へのBSEプリオン汚染	汚染率	無視できる	無視できる	無視できる
	汚染量	無視できる	無視できる	無視できる

#### シナリオ 2. 21ヶ月齢以上の検査

2005年2月現在→	月齢	0~20	21~36	37~
	出生月	2003.7~	2002.3~2003.6	~2002.2
生牛における異常プリオンの蓄積	感染率	無視できる	無視できる	非常に低い
	蓄積量	無視できる	無視できる	少ない
ELISA テストによる陽性牛検出		非検査	過去に非検出	過去に検出
食肉へのBSEプリオン汚染	汚染率	無視できる	無視できる	無視できる
	汚染量	無視できる	無視できる	無視できる

#### カテゴリーの種類

感染率	無視できる、非常に低い、低い、中程度、高い、非常に高い、不明
蓄積量	無視できる、非常に少ない、少ない、中程度、多い、非常に多い、不明

## ~~定性的手法による総合的に評価~~

①飼料規制、②BSE 検査、③解体法の改善、④ SRM 除去などリスク低減措置の実効性を総合的に評価することで推定する。

①飼料規制、

②BSE 検査、

21ヶ月齢線引きに関するリスク

—増加する

—変わらない

—不明

③解体法の改善、

④ SRM 除去などリスク低減措置の実効性

総合評価の意味、線引きを切り離さない

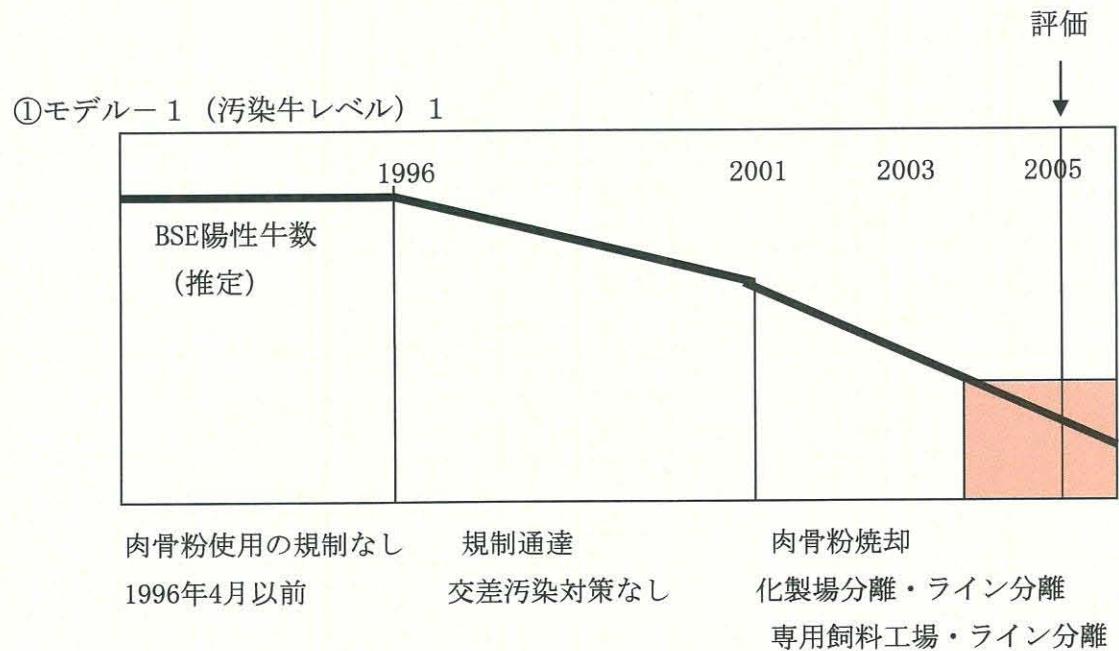
実効性の検証が必要

### 3. 1. 4 定性的リスク評価による検査月齢の見直しに関する見解

#### 3. 2、 B S E 検査月齢の見直しにかかる定量的リスク評価

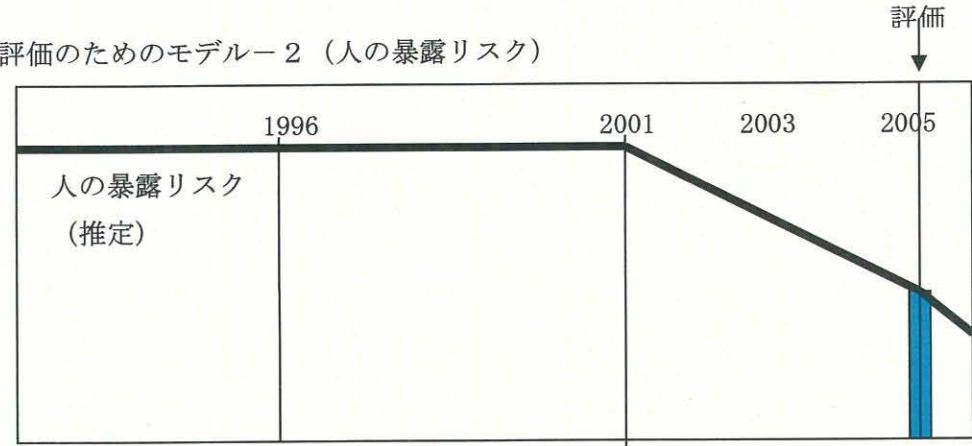
##### 3. 2. 1 暴露リスクの面からの評価 BSE 検査月齢の見直しにかかるリスク評価（試算）

### 3. 2. 1. 1 評価モデル



月齢による線引きで定量リスク評価の対象となる牛は 2003 年 6 月以後に生まれた  
20 ヶ月齢以下の牛である（四角で囲まれた部分）

定量的評価のためのモデル 2 (人の暴露リスク)



と畜牛全頭検査  
特定危険部位除去  
背根神経節除去  
安全なと畜法（ピッキング、脊髄吸引）

2003 年 6 月以後に生まれた 20 ヶ月齢以下の牛に由来するリスクに対して、2005 年現在の人の暴露リスクを考慮して、総合的定量リスク評価を行う。

- ・なお、前述したように定量的リスク評価を行う場合、感染源となる BSE プリオニン量の面から推測する暴露リスクの検討と、BSE 検査と SRM 除去によるリスク低減効果の確率論による検討の両面から行う。

定量評価のモデル 1 に関する考え方

- ①わが国の BSE 汚染規模の推定

- ・得られるデータは 2001 年 10 月より行われたと畜場の全頭検査データ
- ・2002 年より実施された死亡牛検査、ただし 24 ヶ月齢以上の死亡牛の全頭検査が開始されたのは 2004 年 4 月以降である。
- ・わが国の BSE 汚染規模を推定するためのモデルには 2001 年、2002 年の EU での BSE 検査成績を用いる。異常牛、死亡牛コホートの陽性率に関しても EU の 2001、2002 年のデータを用いる。

②1996 年 4 月から 2001 年 10 月の肉骨粉使用全面禁止までの肉骨粉使用禁止通達の有効性に関しては、農林水産省の調査によれば、1997 年以後の牛への使用はゼロになっている。現在 BSE 陽性個体は 14 頭検出されているが、このうち 10 頭は 1996 年の禁止通達が実行される以前の生まれである。2 頭は 1999 年、2000 年うまれ、後の 2 頭は 2001 年の全面使用禁止後の生まれである。

- ・欧州各国の肉骨粉使用禁止措置はわが国と同様に 2 種類に分けられる。

第 1 は反芻動物由来の肉骨粉の反芻動物への使用禁止である。この措置では牛由来の肉骨粉の交差汚染を防止することは出来ない。疫学的にこの措置の有効性は措置をとる前に生まれた牛の BSE 陽性数と措置後に生まれた牛の陽性数の差として考えられる (born after ban: BAB)。

・しかし、トレーサビリティが確立していない状況では、陽性牛の正確な生年月日を把握することは出来ない。その場合は BSE の平均潜伏期 5 年を加算して、評価する必要がある。

・また、欧州諸国では 1999 年、あるいは 2000 年に BSE の迅速検査法を導入し、受動的サーベイランスから能動的サーベイランスに切り替えた国が多い。この場合はデータの互換性がないので、検査法の切り替え前後のデータに関しては、前は前、後ろは後ろの期間に限って評価する。

・第 2 は反芻動物由来の肉骨粉の焼却を義務づけ、いかなる動物への使用も禁止するものである。理論的には交差汚染を防止することになり、第 1 の措置より効果が高い。

しかし、この措置をとったとしても措置後に生まれた牛 (born after real ban: BARB) で BSE 陽性例が見つかっており、完全な汚染防止が困難であることも知られている。